**平成２２年（フ）第１１２８号**
京都市伏見区深草坊町72番地１　ボー・アヴェニール106号
債務者　藤本　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２９５号**
京都市南区東九条宇賀辺町26番地の３
債務者　下村　功三
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３７０号**
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＢ棟327号
債務者　河島光輝こと　朴　　珍奎
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３８７号**
京都市上京区丸太町通千本東入中務町491番地　寿苑ビル１－Ａ号
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４４４号**
京都市山科区西野山欠ノ上町50番地11
債務者　大原恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４５２号**
京都市左京区修学院犬塚町12番１－２－407、住民票上の住所京都市左京区岩倉中町519番地
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４９０号**
京都市伏見区醍醐折戸町８番地　醍醐西市営住宅６棟306号
債務者　山口　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５３５号**
京都市東山区古門前通大和大路東入２丁目三吉町345番地16
債務者　梶原　沙織（従前の姓青山こと張）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５５８号**
京都市山科区四ノ宮川原町５番地　リブライブⅡ202号
債務者　岡田　昭博
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第７５３号**
兵庫県姫路市東辻井３丁目１番16号、旧住所兵庫県姫路市飾磨区中島800番地４
債務者　神田久美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第６５３号**
兵庫県姫路市白浜町丙567番地３　フジサンライズ白浜２Ｆ－１
債務者　上原　義隆
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第６５４号**
兵庫県姫路市白浜町丙567番地３　フジサンライズ白浜２Ｆ－１
債務者　上原　文子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第９２号**
兵庫県加西市北条町北条1225番地の１
債務者　長尾　正樹
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２２年（フ）第１００号**
兵庫県加東市黒谷1220番地　マダムＪゴルフ倶楽部内210号
債務者　山本ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２２年（フ）第４２６号**
奈良市大宮町３丁目２番51号　やまと大宮マンション302号
債務者　石井美智子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第１２３１号**
広島市佐伯区杉並台１番地９
債務者　松本　麻里
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３６５号**
香川県高松市松島町１丁目９番６号岡田ビル302号室
債務者　山本　正美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係